

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日 (金) 第 603 号 の 22



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
 - 職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2
 - 鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2
- ### 告 示
- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※) (人事課取扱い) 3
 - 会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額の一部改正 (※) (人事課取扱い) 3

規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第46号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則 (昭和32年鹿児島県規則第71号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 72 の項を 73 の項とし、同表 71 の項中「72 の項」を「73 の項」に改め、同項を同表 72 の項とし、同表中 70 の項を 71 の項とし、69 の項を 70 の項とし、同表 68 の項中「67 の項」を「68 の項」に改め、同項を同表 69 の項とし、同表 67 の項を同表 68 の項とし、同表 66 の項中「農業開発総合センター」を「大隅加工技術研究センター及び農業開発総合センター」に、「64 の項及び 65 の項」を「65 の項及び 66 の項」に改め、同項を同表 67 の項とし、同表中 61 の項から 65 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 60 の項中「62 の項」を「63 の項」に改め、同項を同表 61 の項とし、同表中 59 の項を 60 の項とし、58 の項を 59 の項とし、同表 57 の項中「59 の項、67 の項及び 68 の項」を「60 の項、68 の項及び 69 の項」に改め、同項を同表 58 の項とし、同表中 48 の項から 56 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 47 の項中「49 の項」を「50 の項」に改め、同項を同表 48 の項とし、同表中 39 の項から 46 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 38 の項中「39 の項」を「40 の項」に改め、同項を同表 39 の項とし、同表中 37 の項を 38 の項とし、36 の項を 37 の項とし、同表 35 の項中「37 の項」を「38 の項」に改め、同項を同表 36 の項とし、同表中 25 の項から 34 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 24 の項中「17 の項」を「18 の項」に改め、同項を同表 25 の項とし、同表中 13 の項から 23 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 12 の項中「13 の項」を「14 の項」に改め、同項を同表 13 の項とし、同表中 6 の項から 11 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 5 の項中「6 の項から 8 の項」を「7 の項から 9 の項」に改め、同項を同表 6 の項とし、同表 4 の項の次に次のように加える。

5 森林技術総合センターに勤務し、かごしま林業大学校の実習指導業務に従事する技術職員 (4 の項に掲げる職員を除く。)	作業服 (上下)	2 着	2 年
		1 着	1 年
	安全靴	1 足	2 年

	作業帽	1 個	3 年
--	-----	-----	-----

別表第 2 中 40 の項を 41 の項とし、30 の項から 39 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 29 の項中「農業開発総合センター」を「大隅加工技術研究センター及び農業開発総合センター」に、「27 の項及び 28 の項」を「28 の項及び 29 の項」に改め、同項を同表 30 の項とし、同表中 28 の項を 29 の項とし、27 の項を 28 の項とし、同表 26 の項中「農業開発総合センター」を「大隅加工技術研究センター及び農業開発総合センター」に、「24 の項及び 25 の項」を「25 の項及び 26 の項」に改め、同項を同表 27 の項とし、同表中 18 の項から 25 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 17 の項中「18 の項」を「19 の項」に改め、同項を同表 18 の項とし、同表中 6 の項から 16 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 5 の項の次に次のように加える。

6 森林技術総合センターに勤務する林大研修補助員	作業服（上下）	1 着	1 年
	安全靴	1 足	3 年
	作業帽	1 個	4 年

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 47 号

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和 35 年鹿児島県規則第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「産業政策総括監
観光対策監」を「産業政策総括監」に改める。

別表第 3 中「くらし安全対策監」を「くらし安全対策監
P R 観光企画監」に、「生徒指導監
学校教育 I C T 推進監」を「生徒指導監」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 48 号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和 60 年鹿児島県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 4 第 2 号中「附則第 21 項」を「附則第 4 項」に改め、「日本電信電話株式会社」の次に「（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。）」を加え、同条第 3 号中「附則第 22 項」を「附則第 5 項」に改め、同条第 4 号中「附則第 23 項」を「附則第 6 項」に改め、同条第 5 号中「附則第 27 項」を「附則第 10 項」に改め、同条第 6 号中「附則第 28 項」を「附則第 11 項」に改める。

第 23 条中「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記第 19 号様式）を、同号ロを「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号」に、「別記第 19 号様式の 2）を、同号ロを「別記第 19 号様式）を、同号」に、「別記第 19 号様式の 3」を「別記第 19 号様式の 2」に改める。

別記第 19 号様式を削る。

別記第 19 号様式の 2 中「再就職手当に相当する退職手当支給申請書」を

「再就職手当に相当する退職手当支給申請書（必ず注意事項をよく読んでから記載してください。）」に改め、「印」を削り、同様式注意事項中 7 を 8 とし、2 から 6 までを 3 から 7 までとし、1 の次に次のように加える。

2 この申請書には、受給資格証を添えること。

別記第 19 号様式の 2 を別記第 19 号様式とする。

別記第 19 号様式の 3 中「就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書」を

「就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（必ず注意事項をよく読んでから記載してください。）」に改め、「印」を削り、同様式注意事項中 5 を 6 とし、2 から 4 までを 3 から 5 までとし、1 の次に次のように加える。

2 この申請書には、受給資格証を添えること。

別記第 19 号様式の 3 を別記第 19 号様式の 2 とする。

別記第 20 号様式中「常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書」を

「常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（必ず注意事項をよく読んでから記載してください。）」に改め、「印」を削り、同様式注意事項中 3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 の次に次のように加える。

2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えること。

附 則

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の 4 の改正規定は公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の鹿児島県職員退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による書類は、改正後の鹿児島県職員退職手当支給規則に規定する様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第 298 号

平成 17 年 3 月 29 日鹿児島県告示第 497 号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

表総合政策部の部統計調査員の項中「7,810円」を「9,010円」に改め、同表観光・文化スポーツ部の部海外広報官の項を削る。

鹿児島県告示第 299 号

令和 4 年 3 月 29 日鹿児島県告示第 329 号（会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

本則の 1 のアの表総務部の部共生・協働推進員の項の前に次のように加える。

受付等業務補助員	1 級	25 号給
----------	-----	-------

本則の 1 のアの表環境林務部の部に次のように加える。

林大研修補助員	1 級	29 号給
---------	-----	-------

本則の 1 のアの表保健福祉部の部輸出水産食品検査員の項の次に次のように加える。

幼児教育アドバイザー	2 級	21 号給
------------	-----	-------

本則の 1 のアの表商工労働水産部の部新産業創出支援員の項及び同表各部・労働委員会共通の部受付業務補助員の項を削る。

本則の 1 のエの表を次のように改める。

区 分		職務の級	号 給
保健福祉部	若駒学園管理補助員	1 級	28号給
商工労働水産部	水産研究支援員	1 級	16号給
農政部	技術補助員	1 級	82号給
	畜産改良業務補助員	1 級	35号給
	農業用機械オペレーター	1 級	28号給
出納局	庁務補助員	1 級	16号給
各部共通	補助作業員	1 級	1 号給